



福岡医発第 213 号 (地)
令和 4 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う
留意事項通知の取扱いについて

今般、抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知及び抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知において、令和 4 年 4 月 1 日以降、「外来化学療法加算」としている部分については、「外来腫瘍化学療法診療料」と読み替えることとなる旨、日本医師会及び福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

(添付資料)

・最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う留意事項通知の取扱いについて

(令和 4. 3. 31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課長)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 152 号
(保) (地)
令和 4 年 4 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
中 川 俊 男
(公印省略)

最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う留意事項通知の取扱いについて

今般、抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知及び抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知において、令和 4 年 4 月 1 日以降、「外来化学療法加算」としている部分については、「外来腫瘍化学療法診療料」と読み替えることとなります。

つきましては、本件について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

(添付資料)

- ・最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う留意事項通知の取扱いについて
(令和 4.3.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課長)

公印省略

4 薬 第 2 1 号
令和 4 年 4 月 4 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

令和 4 年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱い
について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から別添のとおり事務連絡がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

最適使用推進ガイドライン関連通知の読替えに伴う留意事項通知の取扱いについて

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤である「ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：オプジーボ点滴静注 20mg、同点滴静注 100mg、同点滴静注 120mg 及び同点滴静注 240mg）」及び「ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：キイトルーダ点滴静注 100mg）」については、「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 29 年 2 月 14 日付け保医発 0214 第 4 号。以下「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知」という。）において、抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤である「アベルマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：バベンチオ点滴静注 200mg）」、「アテゾリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：テセントリク点滴静注 840mg 及び同点滴静注 1200mg）」及び「デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：イミフィンジ点滴静注 120mg 及び同点滴静注 500mg）」については、「抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 29 年 11 月 21 日付け保医発 1121 第 12 号、平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 4 号及び平成 30 年 8 月 28 日付け保医発 0828 第 2 号。以下「抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知」という。）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

今般、「令和 4 年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドライン関連通知の取扱いについて」（令和 4 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）のとおり、最適使用推進ガイドラインの読み替えに伴い、抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知及び抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知において、「外来化学療法加算」としている部分については、令和 4 年 4 月 1 日以降、下記のとおり読み替えることとしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

読替後	読替前
外来腫瘍化学療法診療料	外来化学療法加算